

いっしょに学んでみませんか？

成年後見制度

成年後見制度とは・・・

認知症や知的障害、精神障害等のために判断能力が十分ではない方が、契約をしたり財産管理をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないように支援することにより、「本人が安心して生活する権利」をまもる制度です。

**この講演会は、成年後見制度の基礎的な知識について、
市民・町民の皆さまに広く知っていただくことを目的として開催いたします。**

日 時：令和2年11月17日 火曜日 14:00～15:30

場 所：旭川勤労者福祉会館2階 大会議室（旭川市6条通4丁目）

定 員： 80名 参加費：無料

内 容

会場の駐車場は無料でご利用になれますが、駐車台数に限りがあります。周辺の駐車場は有料となりますのであらかじめご了承ください。

【基調講演】「いっしょに学んでみませんか？成年後見制度」

講師 法テラス旭川法律事務所 弁護士 坪井 清隆 氏
法テラス旭川 事務局長 伊藤 智之 氏

お申込み・お問合せ・・・

〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

旭川市社会福祉協議会 **旭川成年後見支援センター**

電話：0166-23-1003 FAX：0166-23-1118

メール：kouken@north.hokkai.net

申込み締切：令和2年11月10日（火）

お電話、FAX またはメールにてお申込みください。

主催 旭川成年後見支援センター、日本司法支援センター旭川地方事務所（法テラス旭川）
旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

令和2年度「成年後見制度普及啓発講演会」参加申込書
FAX 0166-23-1118

お名前	お住まいの地域	お電話番号
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻 比布・愛別・上川・東川・美瑛	
	旭川・鷹栖・東神楽・当麻 比布・愛別・上川・東川・美瑛	